

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
<p>随時29-001</p>	<p>①京都市 ②京都府料理生活衛生同業組合 ③京都料理組合</p>	<p>料亭の風営法(※)適用除外について  (※)本提案において「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を略して「風営法」と記載する</p>	<p>「接待」行為が行われている料亭は、風営法の適用を受け、同法の許可を要するが、京都市内においては以下の一定の要件(①～③)を満たす「料亭」については、事業者からの申請に基づき、日本の伝統文化であり、京都をつなぐ無形文化遺産である「京料理等の食文化」、「芸舞妓による花街文化」、「きもの文化」等の発信拠点となる「特区認定料亭(仮称)」として、京都市が認定し、風営法を適用せず、食品衛生法上の飲食店の営業許可で営業可能とすることを提案する。</p> <p>&lt;一定の要件&gt; ①食文化の発信 施設内に調理師資格を有する者がおり、施設内の専用の調理場で京料理を調理し、お客様に提供している ②花街文化・きもの文化の発信 京都の五花街の稽古場等で厳しい稽古を重ね、芸事や教養を兼ね備えた芸舞妓による伝統伎芸等のおもてなし、奥深い和の文化を表している「きもの」の魅力を発信するおもてなしをしている ③安定し、健全な営業形態 創業30年以上、照度が10ルクス超、営業時間が6時～24時までの範囲内</p> <p>&lt;加盟団体及び監査体制&gt; ●①～③の要件を満たし、京都市から認定を受けた「特区認定料亭(仮称)」は、認定後、一定期間内に料亭団体(新設)へ加盟 ●①～③の要件を満たしていることをチェックするため、認定した自治体(京都市)等が少なくとも年1回の監査等を実施</p>	<p>「料亭」における『おもてなし』は食文化、花街文化、きもの文化等をはじめとした伝統・文化の発展継承を支え、京都のみならず日本の伝統文化の発展に大きく寄与しているにも関わらず、風営法上、芸舞妓による『おもてなし』が、外形上は警察庁の定める基準上の『接待』に該当するため、風俗営業(1号営業)に該当している。</p> <p>そのため、食品衛生法上の飲食店(一般的な飲食店)よりも、営業区域の制限、増改築や年少者の立入禁止、信用保証協会付融資の対象外とされるなど、営業等に係る制約があり、さらに、京都料理組合が組合員を対象に行ったアンケート結果によると、「客や市民等から性風俗産業を連想させる」、「風俗営業として立地することで、地域の環境やイメージを損ねている」など、風俗営業に該当するためイメージが悪いとの声が多くあった。これらのことから、料亭が風営法の適用を受けることにより、料亭の活動が制限されるだけでなく、客や市民のイメージが損なわれるなど、料亭の営業活動に影響を与えている。</p>	<p>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準(警察庁生活安全局長通達)</p>	<p>「接待」行為が行われている料亭は、風営法の適用を受け、同法の許可を要するが、京都市内においては以下の一定の要件(①～③)を満たす「料亭」については、事業者からの申請に基づき、日本の伝統文化であり、京都をつなぐ無形文化遺産である「京料理等の食文化」、「芸舞妓による花街文化」、「きもの文化」等の発信拠点となる「特区認定料亭(仮称)」として、京都市が認定し、風営法を適用せず、食品衛生法上の飲食店の営業許可で営業可能とすることを提案する。</p> <p>&lt;一定の要件&gt; ①食文化の発信 施設内に調理師資格を有する者がおり、施設内の専用の調理場で京料理を調理し、お客様に提供している ②花街文化・きもの文化の発信 京都の五花街の稽古場等で厳しい稽古を重ね、芸事や教養を兼ね備えた芸舞妓による伝統伎芸等のおもてなし、奥深い和の文化を表している「きもの」の魅力を発信するおもてなしをしている ③安定し、健全な営業形態 創業30年以上、照度が10ルクス超、営業時間が6時～24時までの範囲内</p>	<p>警察庁</p>	<p>風営法は、「キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」を風俗営業として許可の対象とし、所要の規制を設けている。こうした営業については、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得る一方、営業の行われ方いかんによっては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあることから、名称のいかんを問わず、規制の対象としているものである。</p> <p>和食とおもてなしが素晴らしい日本文化であることは理解しており、また、風営法の許可を受けて営む料亭の多くが、長年、同法の規制の下で、健全な営業を継続していることも承知している。しかしながら、風営法を適用除外とする御提案の要件の下では、不適切な営業者を排除することができず、悪質な営業者が健全な料亭を装って規制対象外となった上で不適切な営業を行うなどのおそれがあることから、特区として対応することは困難である。</p> <p>なお、風営法上、既に許可を受けて営業を行っている風俗営業の営業所に対しては、営業制限区域の適用はなく、既に風俗営業の許可を受けている営業所においても、実際に接待が行われていない部屋や時間帯に18歳未満の年少者が立ち入って食事することは可能である。また、個々の営業を信用保証の対象とするか否かについて、風営法は何ら制限を課していない。さらに、風営法上、風俗営業は性を売り物とする性風俗関連特殊営業とは全く異なるものとして明確に区別されているところである。</p>
<p>随時29-016-02</p>	<p>長崎県</p>	<p>【ながさき農林業・農山村活性化特区】 農業版レギュラトリー・サンドボックスの構築</p>	<p>【背景】 ●長崎県においては、農業従事者の高齢化の進行、深刻な労働力不足を背景に、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の実現に向けた取組を積極的に推進している。</p> <p>●具体的には、諫早湾干拓地において、大規模圃場の特徴を活かした省力化や低コスト化による先進的で高収益を確保する農業の実現を目指し、多くの法人化された経営体が営農に取り組んでいるが、経営規模が大きく、農作業が一時的に集中し、雇用労力の確保が課題となっており、県では、平成27年度からヤンマー(株)と連携し、ロボットトラクターの現地実証に取り組んでいるところである。</p> <p>【事業の実施内容】 ●ロボットトラクターのさらなる実用化(飛躍的な省力化)を図るため、実証エリアを指定した上で、多様な安全性確保に係る試験を実施し、スマート農業の早期確立を実現する。</p>	<p>●道路交通法においては、車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ道路、交通等の状況に応じて運転することが求められており、農道を横切って圃場間を移動すること等を含む先進的な実証試験の実施に限界がある。</p>	<p>●道路交通法第70条</p>	<p>●区域会議の下に国(農林水産省)、県、関係機関で構成される実証試験の「審査機関」を設置し、KPIにより進捗管理を実施。</p> <p>●具体的には、農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインを超える、センサー・危険回避装置等の信頼性向上を図るための以下のような実証試験を実施できるようにする。</p> <p>&lt;具体的な事例&gt; センサー・危険回避装置等の信頼性向上を早期に実現するため、圃場周囲に柵を設置し、ロボットトラクター単独で長時間、予め設定されたプログラムに基づく無人走行を行う実証試験(農道を横切って圃場間を移動すること等を含む) ●以下の項目の安全性を検証 ・完全自立走行 ・周囲の監視 ・非常時の停止操作</p>	<p>警察庁</p>	<p>現行法上、次の条件を満たせば、場所や時間にかかわらず公道実証実験を行うことは可能であり、道路交通法上は、許可申請や届出等の手続は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公道実証実験に用いる車両が道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合していること(同令第55条第1項又は第56条第4項に基づく認定を受け、規定の特例を受けているものを含む。)</li> <li>運転者となる者が実験車両の運転者席に乗車して、周囲の交通道路状況や車両の状況を監視し、緊急時等には必要な操作を行うこと。</li> <li>道路交通法を始めとする関係法令を遵守して走行すること。</li> </ul> <p>また、自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術(遠隔型自動運転システム)を用いて公道において自動車を走行させる実証実験については、道路交通法第77条の道路使用許可を受けて実施することができる許可対象行為となっています。警察庁HPにおいて、「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」を公表しているので、参考としてください。</p> <p>他方、本提案に係る事業の実施内容においては、ロボットトラクターの機能、「予め設定されたプログラムに基づく無人走行を行う実証試験」の具体的内容、「農道を横切って圃場間を移動する」際の走行方法、「農道」の具体的場所及び道路交通法第2条第1項第1号の該当性等が必ずしも明らかではないため、当該事業のうち、「農道を横切って圃場間を移動すること」に係る実施の可否について回答することは困難です。個別具体的な実施方法に応じて検討する必要があるため、具体的な実験の実施要領を明らかにして、個別に警察庁に御相談ください。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時29-023-04	①株式会社テムザック ②京都市	「街」を変えるパーソナルモビリティ特区	新規開発した馬乗り型の電動車いすを福祉用途に限定せずに電動車いすと車両の両方の性質を併せ持つ「パーソナルモビリティ」(1人乗りの近距離移動用の乗り物)として、歩道・車道において活用できるようにする。歩道においては、従来どおり歩行者として取り扱い、6km/h以下の走行とするが、車道においては、小型特殊自動車等に新たな一類型(パーソナルモビリティ(仮称))を設け、車道走行を可能とするとともに、最高速度は、海外での水準と同様に15km/h以下とし、モビリティとしての利便性を向上させる。	道路交通法において、「パーソナルモビリティ」は歩行者としての規定のみが適用されるが、車両としての規定が適用されない。	道路交通法第2条第1項第9号 道路交通法施行令第1条 道路交通法第2条第1項第11号の3 道路交通法第2条第3項	「小型特殊自動車(パーソナルモビリティ(仮称))」、「原動機付き自転車(パーソナルモビリティ(仮称))」が歩道を通行する場合は、道路交通法上において、現行の電動車いすの規定のとおり、歩行者として取り扱い、6km/h以下の通行とする。併せて、新規に車両としての規定を加え、車道での走行を可能とする。(例えば、イギリスにおいては、電動車いすは車道・歩道両方で走行可能で、手軽な移動を担っている。)	警察庁	一つの車両が複数の車両区分に該当することを認めた場合には、他の交通主体に混乱を生じさせるなど交通の安全と円滑を阻害するおそれを生じさせることとなるため、御提案のような複数の車両区分に該当する車両を認めることは困難である。 なお、道路交通法上、車両の区分は、当該車両の性能等に応じて一つに定まることとされている。